

参考資料 7

評価に当たっての留意事項

地方創生ＳＤＧｓ課題解決モデル都市について、提案又は関係事業を行う団体（提案又は実施を予定しているものも含む。以下「提案者等」という。）が、自治体ＳＤＧｓ推進評価・調査検討会（以下「検討会」という。）の委員に接触することも想定されるところであるが、評価の透明性、公平性を確保するため、以下の対応をお願いする。

- ・検討会の委員におかれでは、提案者等との接触を避けていただく。
 - ・事務局から提案者等に対し、検討会の委員への接触を控えるよう依頼する。
 - ・地方創生ＳＤＧｓ課題解決モデル都市の公募期間中及び選定期間中に、提案者等から検討会の委員への選定に関する陳情等があった場合、応募された事業については審査及び選定対象としないこととする。
 - ・提案者等に密接な関係を持つ検討会の委員は、当該提案に係る評価を御辞退いただく（委員の方々に自己申告をお願いする。）。
- ※例えば、団体又は協議会の構成員であること、研究・調査等委託契約を請け負っていること、研究室等が資金提供を受けていることなど。
- ・地方創生ＳＤＧｓ課題解決モデル都市の提案後、提案資料を事務局において精査し、検討会の委員が提案に密接な関係があると判明した場合も当該提案に係る評価を御辞退いただく。